

## 決 定 書

大阪市西区

申立人 X 5  
代表者 執行委員長 X 1

大阪市住之江区

被申立人 Y 7  
代表者 代表取締役 Y 1

上記当事者間の平成20年(不)第63号事件について、当委員会は、平成22年2月10日の公益委員会議において、会長公益委員高階叙男、公益委員米澤広一、同井上隆彦、同宇多啓子、同大野潤、同中川修、同松尾精彦、同松川滋、同八百康子及び同山下眞弘が合議を行った結果、次のとおり決定する。

## 主 文

本件申立てを却下する。

## 事 実 及 び 理 由

## 第1 請求する救済内容の要旨

- 1 団体交渉応諾
- 2 謝罪文の掲示及び手交

## 第2 事案の概要

- 1 申立ての概要

本件は、申立人が申立人組合員の雇用問題等について被申立人に団体交渉を申し入れたところ、被申立人が、申立人組合員らは被申立人が雇用する従業員ではないとして、団体交渉に応じないことが不当労働行為であるとして申し立てられた事件である。

- 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

## (1) 当事者等

ア 被申立人 Y 7 (以下「 Y 7 」という。)は、平成17年6月に設立され、肩書地に本社及び工場を置き、生コン製造業を営む株式会社であり、その従業員数は本件審問終結時5名である。

イ 申立人 X 5 (以下「支部」という。)  
は、肩書地に事務所を置き、近畿2府4県を中心に、セメント・生コン産業及び  
運輸・一般産業に関連する労働者で組織する産業別労働組合であり、その組合員  
数は、本件審問終結時約1,700名である。なお、支部には、 Y 7 の工場で働く  
従業員で組織される X 6 (以下「分会」といい、支部と分会を併せ  
て「組合」という。)が存在する。

ウ 申立外 Y 8 (以下「 Y 8 」という。)は、平成  
18年5月に設立され、生コン販売等を営む株式会社であり、 Y 7 が製造した  
生コンを販売している。

(甲14)

エ 申立外 Y 9 (以下「 Y 9 」という。)は、平成8年4月  
に設立され、生コン販売及び貨物輸送等を営む株式会社であり、 Y 7 が製造  
した生コンを Y 8 を介して購入し、販売している。

(甲15)

オ 申立外 Y10 こと Y 2 は、生コン輸送業を営む個人事業主であ  
り、平成18年11月以降、 Y 9 から生コンの輸送業務を委託されていた。  
平成20年5月9日、 Y 2 を代表者とする Y10 が設立さ  
れた(以下、法人設立の前後を通じて「Y10」といい、 Y 2 個人のことを法人  
設立の前後を通じて「Y 2 Y10代表」という。)

(甲20、甲26)

カ 申立外 Y11 (以下「 Y11 」という。)は、生コ  
ンの製造及び販売を営む株式会社である。

(甲17)

キ 申立外 Y12 (以下「 Y12 」という。)  
は、貨物輸送等を営む株式会社で、 Y11 が製造した生コンを、 Y 9  
とともに輸送している。

(甲16)

ク 申立外 Y13 (以下「 Y13 」という。)は、生コン製造業を営む  
株式会社であり、その製造する生コンは、 Y12 等が輸送している。

(甲18)

ケ 申立外 Y14 (以下「 Y14 」という。)は、建材販売を営む株式会社で  
あり、 Y 7 及び Y11 に対し、敷地及び工場を貸与している。

(証人 Y 2 、当事者 Y 1 )

コ Y14 、 Y 7 、 Y 8 、 Y 9 、 Y11 、 Y13 及

びY10等は、取引関係がある企業により構成される企業グループとして、「Y14グループ」を構成しており、Y14グループは、毎週土曜日に「定例会」と称する会合（以下「定例会」という。）を行っていた。

（証人 Y 2 、証人 Y 3 ）

（2）交渉の経過について

ア 平成19年8月28日、組合は、Y 7 事務所において、Y 7 の営業担当 Z 1 （以下「Z 1 Y 7 営業担当」という。）に対し、Y 7 の輸送従業員が組合に加入した旨及び分会を結成した旨記載した書面（以下「19. 8. 28組合結成通知書」という。）、団体交渉（以下「団交」という。）を申し入れる書面（以下「19. 8. 28団交申入書」という。）及び分会長 X 2 （以下「X 2分会長」という。）の業務中の事故について速やかに労災手続をすることなどを要求する書面（以下「19. 8. 28要求書」という。）を手交した。

（甲 2、甲 3、甲 4）

イ 平成19年8月30日、Y 7 は、組合に対し、X 2分会長はY10に雇用される従業員であって、Y 7 の従業員ではないので、団交には応じられない旨書面（以下「19. 8. 30回答書」という。）で回答した。

（甲29、乙 1）

ウ 平成19年9月14日、組合とY 2 Y10代表、Z 1 Y 7 営業担当との間で、X 2分会長の労災手続等についての協議（以下「19. 9. 14協議」という。）が行われた。19. 9. 14協議において、Y 2 Y10代表及びZ 1 Y 7 営業担当は、X 2分会長は Y 7 の従業員ではない旨述べた。

（甲29、証人 X 3 ）

エ 平成20年7月8日、組合は、Y 2 Y10代表に対し、Y10従業員 X 4 （以下「X 4組合員」という。）が組合に加入した旨書面で通知した。

（甲 7）

オ 平成20年7月31日、Y10は、事業活動を停止した。

（証人 Y 2 ）

カ 平成20年8月19日、組合は、Y 7 に対し、Y10の事業活動停止に伴う組合員らの雇用問題等を議題とする団交を、書面で申し入れた（以下「20. 8. 19団交申入れ」という。）。

（甲 9）

キ 平成20年8月20日及び同月21日、組合と Y 7 代表取締役社長 Y 1 （以下「Y 1社長」という。）は、X 2分会長及びX 4組合員の就労について、電話で話し合いを行った。

(甲10)

ク 平成20年8月23日、 Y 7 は、組合に対し、 X 2 分会長らは Y10 に雇用される従業員であって、 Y 7 の従業員ではないので、団交には応じられない旨書面（以下「20.8.23回答書」という。）で回答した。

(甲11)

ケ 平成20年9月1日、組合は、 Y 7 に対し、 Y 7 が正当な理由なく団交を拒否し続ける以上、労働組合に認められた正当な権利を行使する旨書面で通知した。

(甲12)

コ 平成20年9月6日、 Y 7 は、組合に対し、 Y 7 は X 2 分会長らの使用者たる地位にないことから、団交に応ずるべき地位にはない旨書面（以下「20.9.6回答書」という。）で回答した。

(甲13)

サ 平成20年10月3日、組合は、当委員会に不当労働行為救済申立て（平成20年（不）第63号事件。以下、同申立てを「本件申立て」という。）を行った。

### 第3 争 点

1 Y 7 は、 X 2 分会長及び X 4 組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。

(1) 申立人の主張

組合は、 Y 7 に対し、組合員らの雇用問題等を議題とする20.8.19団交申入れを行ったが、 Y 7 は、組合員らは Y10 に雇用される従業員であり、 Y 7 とは雇用関係はないとして、団交を拒否した。

しかし、 Y 7 は、実態的には団交に応じて、組合の要求に回答している上、以下の諸事実からして、 Y10 は、実質的には Y 7 の輸送部門にすぎず、 Y10 で働く従業員らを生コン輸送に従事させている Y 7 は、 Y10 の業務を実質的に支配しており、直接あるいは「 Y14 グループ」関連企業を介して組合員らの就労を管理しているのであるから、組合員らの雇用確保について、使用者と同視できる地位にある。

また、 Y 7 は、組合が Y10 を使用者と認めて労働協約を締結し、団交を行っているのであるから、組合自身、 Y10 の Y 2 Y10 代表を組合員らの使用者と認めており、 Y 7 が「使用者」であるとして云々することは牽強附会の謗りを免れない旨主張するが、組合員との労働組合法上の労使関係は、 Y 7 との関係でも、 Y10 との関係でも重疊的に成立している。

ア 本社の所在地

Y 8 は、 Y 7 と同じ住所に本社を置いている。

## イ 役員の関係

(ア) Y9 取締役専務 Y4 (以下「Y4 Y9 専務」という。)は、登記上は、Y9 取締役にとどまるが、Y7、Y11、Y9、Y8、Y12、Y10等で構成するY14グループの各企業の役員らを集めて「定例会」を開催し、経営、業務上の指示を出すなど、各企業を実質支配し、「オーナー」と呼ばれている。Y4 Y9 専務は、意見を聞かれたときにアドバイスするだけの存在ではない。

(イ) Y2 Y10代表に係る以下の事実から明らかなおり、Y10は、事業運営上の独立性を有しておらず、Y7の業務体制の中に完全に組み込まれていた。

a 平成18年4月、Y2 Y10代表は、Y4 Y9 専務及びY8代表取締役社長であるY5 (以下「Y5 Y8 社長」という。)に命じられて、Y7の出荷係として働くようになった後、普段は、Y7の出荷係や営業業務等の日常業務に従事していた。

Y2 Y10代表は、Y10の開業後も、Y7の従業員として業務に従事し、Y10とY7の名刺を持っていた。

b Y2 Y10代表に対する給料は、平成17年9月まではY9名義で、同年10月以降はY12名義で、Y2 Y10代表に振り込まれていた。

## ウ 人事の関係

X2分会長及びX4組合員の採用面接は、Y7工場の事務所で行われた。

## エ 取引の関係

(ア) 形式的には、Y7が生コンを製造してY8に販売し、Y8はY9に生コンを販売し、Y9はミキサー車をY10にリースするとともに、Y7が製造した生コンの輸送をY10に委託している。

(イ) Y5 Y8 社長とY9の代表取締役社長であるY3 (以下「Y3 Y9 社長」という。)は夫婦であり、両社の取引は名目的なものにすぎない。

(ウ) また、Y10は、輸送手段たるミキサー車を保有せず、貨物輸送事業に必要な免許も取得せず、資産もほとんど保有していない上、輸送に用いるミキサー車をすべて、Y9からリースで借り受け、他方でY9から輸送業務の委託を受けて、Y7、Y11及びY13が製造する生コンの輸送を行っていた。しかし、Y10の社内に指揮管理体制はなく、Y10が輸送業務の委託を受けていたとは評価できない。

(エ) Y10の輸送する生コンの大半は、Y7の製造する生コンであった。

オ 事務所及び書類・機材等の管理

(ア) Y10のミキサー車は、 Y 7 工場内に駐車され、 Y 7 が管理していた。

Y10がミキサー車の車庫を借りた平成20年5月以降も、ミキサー車の鍵は Y 7 が保管していた。

(イ) Y10で働く従業員は、運転日報及びタコグラフを Y 7 に提出し、これらは Y 7 に保管されていた。

(ウ) Y10で働く従業員は、業務に必要な事務機器は Y 7 の事務所に備え付けられたものを使用し、運転で使用する無線も Y 7 所有の機材であった。

カ 従業員に関する指揮命令系統

(ア) Y 7 、 Y10及び Y 8 は、法人格は別個であるが、業務運営上は渾然一体となっており、行っている業務からは、いずれの従業員であるか判然としない。こうした状況において、Y10で働く従業員の生コン輸送業務に関する指揮命令は、Y 1 社長並びに Y12 及び Y 8 の従業員が行っており、Y 2 Y10代表は、 Y 7 の営業業務に従事していた。

(イ) Y10で働く従業員の労働時間等に関する指示その他管理は、 Y 8 の従業員が行っていた。

(ウ) Y 7 が製造する生コンの製造から出荷までの業務の流れは、 Y 7 が製造した生コンを、Y10で働く従業員がミキサー車に積載し、 Y 7 の指示により最終需要者に配送する、というものであるが、Y10で働く従業員は、その日に輸送する生コンの輸送先、輸送量及び到着時刻等について、その都度、 Y 7 の出荷係の指示を受けていた。

(エ) Y 7 の出荷係は、平成19年9月から同20年4月頃まではY 2 Y10代表、それ以降は、 Y 8 の従業員とされる Z 2 が担当し、その後、Y 10の従業員の Z 3 も関与した。

(オ) Y10で働く従業員は、生コン輸送業務のないときは、 Y 7 又は Y 8 の指示を受け、 Y 7 工場のメンテナンスや清掃作業に従事していた。

(カ) Y10で働く従業員は、Y14グループに属する Y11 や Y13 が製造する生コンの輸送の応援に行くこともあった。

(キ) Y10で働く従業員は、Y10と Y 9 の生コン輸送に係る委託契約満了後も、平成20年8月1日から同月中旬まで、Y10を介することなく、 Y 7 に直接雇用され、 Y 7 の指示を受けて、 Y 7 の生コン輸送業務に従事した。このことは、Y10の存在が形式的なものに過ぎなかったことを裏付ける。

(ク) 平成20年12月19日、大阪労働局は、Y10に対し、労働者に対して運行の指示

及び業務の遂行方法に関する指示を自ら行っていないとして是正指導を行った。  
キ Y14グループの関係

以下の事実から、Y7もY9もY10も、Y14グループ管理下の企業であり、結局はY4 Y9 専務の支配下にある。

(ア) Y1社長、Y3 Y9 社長及びY2 Y10代表は、毎週行われるY14グループの定例会に出席し、Y4 Y9 専務の指示を受けている。

(イ) Y7の生コン製造プラントは、Y14から借り受けたものである。

(ウ) Y10は、平成18年11月、Y2 Y10代表が、Y4 Y9 専務、Y5 Y8 社長及びY3 Y9 社長の指示により設立したものであり、Y14グループに属する生コン製造会社の製造する生コンを輸送していた。

(エ) Y2 Y10代表は、Y7の営業に従事し、Y14グループから給与の支払を受けている。

(オ) 平成20年7月9日、Y2 Y10代表は、Y4 Y9 専務に対し、2人目となるX4組合員の組合加入について謝罪し、同月末で身を引く旨伝えた。

## (2) 被申立人の主張

組合は、Y7が団交を拒否した旨主張するが、Y7は、以下のとおり、Y10の業務を支配した事実はなく、X2分会長らの労働組合法上の使用者の地位にあるとはいえないから、組合との団交に応じるべき立場にはない。

組合は、Y7が実態として、団交に応じ、組合の要求に回答している旨主張するが、Y7は、組合ともめごとになるのを恐れて、X2分会長らがY7の従業員ではないことを前提に、就労先の紹介等についてやり取りを行ったにすぎず、このやり取りは、団交と目されるべきものではない。

また、組合は、Y2 Y10代表を使用者と認めて団交を行い、労働協約を締結しているのであるから、組合自身、Y2 Y10代表を使用者と認めていたのであり、さらに、Y7が、団交の経過についてY2 Y10代表から何の報告も受けていないことからしても、Y7がY10の業務を支配していた事実はなく、Y7の使用者性を云々することは、牽強付会の謗りを免れない。

## ア 資本の関係

Y14グループに属する各社の間には、資本関係も金銭の貸借関係もない。

## イ 役員の関係

(ア) Y14グループに属する各社の役員は全く別で、重複していない。

(イ) Y4 Y9 専務が、Y14グループに属する各企業に経営又は業務上の指示をしているとの事実も、資金を拠出している事実もない。Y4 Y9 専務は、各企業から意見を聞かれたときにアドバイスするアドバイザーにすぎ

ず、Y14グループに属する各企業を事実上支配しているという事実はない。

(ウ) Y2 Y10代表は、そもそも Y7 の従業員ではなく、Y7 の指揮監督下にあったものでもなく、Y10は、Y7 とは別個独立して運営されているものである。また、Y12 からY2 Y10代表に対する振込みは、輸送の請負代金であり給料ではない。

(エ) 平成18年4月以降、Y2 Y10代表が Y7 工場での出荷業務を行っていたのは、Y9 から委託を受けた輸送業務の一環としてであって、Y7 が委託したものではなく、Y2 Y10代表が Y7 の日常業務に従事していたわけではない。

また、Y7 は、Y2 Y10代表に対し、Y7 の営業業務を依頼したことはなく、Y7 の受注が増えればY10の輸送業務も増えることから、Y10の業務拡大のために行っていたものと考えられ、Y7 従業員としての名刺は、Y2 Y10代表が無断で使っていたものである。

#### ウ 人事の関係

(ア) Y10で働く従業員の採用面接が Y7 工場の事務所で行われたことは知らないが、仮にそのようなことが行われていたとすれば、Y2 Y10代表が勝手にやったことであり、Y7 は採否には一切関わっていない。

(イ) Y14グループの各社は、それぞれ独自の判断で従業員を採用しており、各社間で従業員が移籍したことはない。

#### エ 取引の関係

(ア) Y9 が生コンの注文を受けて、Y8 に発注し、Y8 が Y7 に発注する。Y7 が生コンを製造し、Y8 は Y7 から生コンを購入し、Y9 は Y8 から生コンを購入して、輸送業務をY10に委託している。

(イ) 生コンの輸送に関しては、Y7 が Y8 に、Y8 が Y9 に、Y9 がY10又は他の輸送業者に、それぞれ輸送を依頼し、輸送料を支払っていた。

(ウ) Y9 と Y7 の間に、直接の契約関係はない。

#### オ 事務所及び書類・機材等の管理

(ア) 平成20年5月まで、Y10が、ミキサー車を Y7 工場内に駐車し、Y7 事務所を利用していたことは認めるが、ミキサー車及びその鍵はY2 Y10代表が管理していた。同月、Y10が独自の駐車場及び事務所を借りて以降、車両や事務機器をすべてそこに移転し、Y2 Y10代表がそれらを管理していた。

(イ) Y10で働く従業員の運転日報及びタコグラフ等は、Y2 Y10代表が管理して

いた。

(ウ) Y10で働く従業員が使用する無線は、Y7が製造した生コンを運搬する車両のために設置したもので、Y10だけのために設置したものではない。Y10は、自らの利用割合に応じて、無線のリース料及び使用料をY7に支払っている。

カ 従業員に対する指揮命令

(ア) Y10で働く従業員に対する指揮命令はあくまでY2 Y10代表が行っていたのであり、Y7、Y8若しくはY9が指揮命令した事実はない。

(イ) Y7が製造する生コンの受注から出荷までの業務の流れは次のとおりである。

a Y9が最終需要者から受注する。

b Y9がY8に発注する。

c Y8がY7に発注する。

d Y7が、材料を調達し、配合及び積載のためのプログラムをコンピュータに入力し、コンピュータを制御して生コンを製造する。

e Y7がY8に輸送を依頼する。

f Y8がY9に輸送を依頼する。

g Y9がY10に輸送を依頼する。

h Y10で働く従業員が、バッチャープラントのボタンを操作して生コンを積載し、最終需要者に運搬する。

なお、発注から最終需要者が求める場所までの輸送の義務は、各受注者が負う。

(ウ) 生コンの輸送先、輸送量、到着時間等の指示は、平成19年4月まではY2 Y10代表が、同月以降はY10の従業員であるZ3らが行っていた。

(エ) Y10で働く従業員がY7工場のメンテナンスを行っていた事実はない。工場の清掃作業は、輸送業務の一環として、こぼした生コンを掃除していたにすぎない。

(オ) Y10とY9の生コン輸送業務委託契約が終了したのは平成20年8月19日であり、その業務委託の請求書には、組合員らが輸送した請負代金も含まれている。

(カ) 大阪労働局の平成20年12月19日付け是正指導は、すでにY10とY9の契約関係が終了した後になされたものである上、同労働局は、調査が不十分なまま、この是正指導を行ったものである。また、この是正の申立ては、本件

申立後になされている。

キ Y14グループの関係

定例会は、事業で関連する企業間での情報交換の場であって、関連企業の親睦会にすぎず、Y14グループ各社に対してY4 Y9 専務が指揮命令する場又はY14グループ各社の経営についての報告及び指示の場であったといった事実もなく、運営は関連企業の持ち回りで行われ、出席については任意のものであった。

2 Y7 がX2分会長及びX4組合員の労働組合法上の使用者に当たる場合、平成20年8月19日付け団交申入れに対する Y7 の対応は、不当労働行為に当たるか。

(1) 申立人の主張

Y7 は、Y10の業務を実質的に支配しており、組合員らの雇用確保について、使用者と同視できる地位にあるので、団交に応じる義務がある。にもかかわらず、Y7 が組合との団交に応じないことは、労働組合法第2号に該当する不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

Y7 は、Y10の業務を支配した事実はなく、X2分会長らの労働組合法上の使用者の地位にあるとはいえないから、組合との団交に応じるべき立場にはない。したがって、Y7 が組合との団交に応じなかったことは、不当労働行為には当たらない。

#### 第4 争点に対する判断

1 争点1 ( Y7 は、X2分会長及びX4組合員の労働組合法上の使用者に当たるか。) について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本社等の所在地

Y10が株式会社となった平成20年5月9日以降、 Y7 及び Y8 の本店所在地は、大阪市住之江区北加賀屋三丁目1番5号であり、Y10の本店所在地は、大阪市住之江区柴谷二丁目5番14号であり、 Y9 の本店所在地は、堺市中区土師町五丁30番11号である。

(甲14、甲15、甲24、甲26)

イ 資本の関係

(ア) Y10が株式会社となったとき、Y10の資本金950万円は、Y2 Y10代表がすべて出資した。(証人 Y2 )

(イ) Y9 の株式は、Y3 Y9 社長がすべて保有している。なお、Y9 の資本金は3,000万円である。

(甲15、乙7、証人 Y3 )

(ウ) Y7 の株式は、Y7 取締役である Y6 (以下「Y6 Y7 取締役」という。) がすべて保有している。なお、Y7 の資本金は、500万円である。

(甲24、乙8、当事者 Y1 )

(エ) Y8 の株式は、Y5 Y8 社長がすべて保有している。なお、Y8 の資本金は1万円である。

(甲14、証人 Y3 )

#### ウ 役員の関係

(ア) Y1 社長は、Y11 の代表取締役であり、平成20年2月1日以降は、Y7 の代表取締役でもある。

(甲17、甲24、乙8)

(イ) Y6 Y7 取締役は、平成18年1月1日以降、Y7 の取締役であり、同18年11月27日までは代表取締役、同20年1月31日までは Y7 唯一の取締役であった。また、Y6 Y7 取締役は、同16年3月1日から同19年3月31日まで、Y9 の取締役であった。なお、Y6 Y7 取締役は、Y7 及び Y9 の両社に出勤し、営業業務に従事していた。

(甲15、甲24、証人 Y3 )

(ウ) Y5 Y8 社長は、Y8 設立以前、Y7 工場で見回り、留守番及び材料の点検等の業務を行っていた。

(甲14、証人 Y3 )

(エ) Y3 Y9 社長は、Y7 が日本工業規格の認証を取得するまで、Y5 Y8 社長の指示により、Y7 事務所において、Y7 の事務を行っていた。その際、Y3 Y9 社長は、Y7 から、給与は受け取っていなかった。

(甲15、証人 Y3 )

(オ) Y4 Y9 専務は、平成15年6月、Y9 取締役に就任した。Y4 Y9 専務は、Y14グループにおいて、通常は「専務」と呼ばれるが、「Y14グループのオーナー」と呼ばれることがあった。なお、Y4 Y9 専務は、Y7、Y8 及びY10の役員ではない。

(甲14、甲15、甲20、甲24、当事者 Y1 )

#### (カ) Y2 Y10代表

a Y2 Y10代表は、平成15年6月、運転手として Y9 に入社し、Y11 が製造する生コンをミキサー車で輸送する業務を行っていた。その後、

Y11 の工場の出荷係として働いていた。

(甲28、証人 Y 2 、証人 Y 3 )

b Y 2 Y10代表は、平成18年5月から同19年夏頃まで、 Y 7 工場で出荷係として勤務した。Y 2 Y10代表が Y 7 工場で出荷係として勤務するに当たり、Y3 Y 9 社長は、 Y12 社長に対し、Y 2 Y10代表を Y 7 工場の出荷係として派遣するよう依頼した。Y 2 Y10代表が Y 7 工場の出荷係として勤務していた期間中、 Y 9 は、 Y12 に対し、ミキサー車1台分の備車代金相当額を支払っていた。

(乙8、証人 Y 2 、証人 Y 3 )

c Y 2 Y10代表の給与は、同人の Y 9 入社以降、 Y 9 から振り込まれていたが、平成17年10月以降、 Y12 から振り込まれるようになった。

(甲28)

d Y10の設立前、Y 4 Y 9 専務は、 Y 7 の事務所において、Y 2 Y10代表に対し、Y10を設立したらどうかなどと述べた。

(乙7、証人 Y 3 )

e 平成18年11月頃、Y 2 Y10代表は、 Y 9 と業務委託契約書を締結して、Y10として生コン輸送の請負を始め、平成20年5月にY10が株式会社となった後は、同社の代表取締役となった。

(甲20、甲26、証人 Y 2 )

f Y 2 Y10代表は、Y10として生コン輸送の請負を始めた後も、「 Y 10 代表 Y 2 」と「 Y 7 Y 2 」の名刺をもっていた。なお、Y 2 Y10代表は、Y10の運営について問題が起きた都度、Y 4 Y 9 専務に相談し、指示を受けていた。また、平成19年夏以降、Y 2 Y10代表は、Y 4 Y 9 専務の指示により、 Y 7 の営業業務に従事するようになった。

(甲22、甲28、証人 Y 2 )

g 平成20年4月以降、 Y12 からY 2 Y10代表に対して、給与が支払われなくなった。

(証人 Y 2 )

h 同年7月、Y10は事業活動を停止した。また、Y 2 Y10代表は、 Y 7 の営業業務を行わなくなった。

(証人 Y 2 )

i Y 2 Y10代表は、Y10の売上げから経費を支払い、残額はY10の普通預金

に保管していた。また、Y2 Y10代表は、Y10の売上から自らの給与は受け取っていなかった。

(証人 Y2 )

(キ) Y7、Y8、Y9 及びY10の4社の役員に、これら4社のうち2社以上の役員を兼任する者はいない。

(甲14、甲15、甲17、甲26)

#### エ 人事の関係

(ア) 平成19年4月頃、Y2 Y10代表は、民間の求人誌で、Y10の運転手の募集を行った。これに対し、X2 分会長及びX4 組合員が応募し、Y2 Y10代表は両組合員を採用した。

(甲21、証人 Y2、証人 X2 )

(イ) 平成19年4月13日、Y2 Y10代表は、X2 分会長の採用面接を、Y7 工場の事務所で行った。この採用面接において、Y2 Y10代表は、Y10及び Y7 の2枚の名刺を出し、「Y7 とY10をみさせてもらっているY2です」、「頑張れば、Y7 の従業員にもなれるから」と述べた。

(甲21、証人 X2 )

(ウ) Y7 工場で勤務する場内点検・整備業務担当者、試験業務・営業担当者及びZ1 Y7 営業担当の3名は、Y7 の従業員である。

(当事者 Y1 )

#### オ 取引の関係

(ア) Y7 と Y8

Y7 は、製造した生コンをすべて Y8 に販売している。

(乙7、当事者 Y1 )

(イ) Y7 と Y9

a Y8 設立以前、Y9 は、Y7 が製造する生コンは、Y7 から直接購入していた。

(証人 Y3 )

b Y10設立以前、Y7 が製造する生コンは、Y9 が輸送していた。

(乙7、証人 Y3 )

(ウ) Y7 とY10

Y10が輸送する生コンのうち90%以上は、Y7 が製造した生コンであり、Y7 製造の生コンのうち90%以上は、Y10が輸送していた。

(証人 Y2、当事者 Y1 )

(エ) Y 9 と Y 8

a Y 9 は、Y 7 が製造する生コンは全量、Y 8 を介して購入する。

b Y 9 は、Y 7 以外の生コン製造会社が製造する生コンを購入する場合、Y 8 を介して購入することはない。

(証人 Y 3 )

(オ) Y 9 と Y10

a 平成18年11月1日、Y 9 と Y10は生コン輸送業務について委託契約（以下「18.11.1委託契約」という。）を締結した。18.11.1委託契約では、Y10は、Y 7 が製造した生コンだけを輸送をすることが予定されていた。18.11.1契約締結以前は、Y 9 が Y 7 の製造した生コンを輸送していた。委託契約締結の際、Y3 Y 9 社長は、請負金額について、Y 4 Y 9 専務及びY5 Y 8 社長に相談した。

(甲20、証人 Y 3 )

b 18.11.1委託契約に基づいてY10が輸送していた生コンのうち90%以上が、Y 7 が製造した生コンで、残りは Y11 が製造した生コンであった。

(証人 Y 3 )

c Y10は、Y 9 とミキサー車のリース契約を締結し、Y 9 に、ミキサー車のリース代を支払っていた。

(証人 Y 2 )

カ 事務所、書類の保管及び機材の管理

(ア) 平成20年5月まで、Y10は、運搬に使用するミキサー車を Y 7 工場内に駐車していた。同月以降、Y10は、自ら駐車場を借り、この駐車場にミキサー車を駐車するようになった。

(乙7、当事者 Y 1 )

(イ) Y10の運転手が輸送に使用するミキサー車の鍵、運転日報及びタコグラフは、Y 7 事務所内に設置されたY10のキャビネットに保管され、キャビネットの鍵はY 2 Y10代表及びY10で働く従業員である班長 Z 4 （以下「Z 4 Y10班長」という。）が保管していた。

(証人 Y 2 )

(ウ) Y10で働く従業員が使用していた無線機には、Y10が自ら調達したもの、Y 7 が調達したもの及び Y 9 が調達したものがあつた。

また、平成20年6月9日及び同年7月9日、Y10は Y 9 に、無線機のリース代金を支払った。

(乙3、証人 Y2)

(エ) Y8 の事務所は、Y7 の事務所内にある。

(当事者 Y1)

キ Y7 工場における業務の流れ

(ア) Y7 工場における生コンの製造及び出荷業務の流れは、次のとおりである。

a プログラムと注文入力

(a) Y7 の試験担当従業員が、バッチャープラントに生コン製造プログラムを入力する。

(b) Y8 の事務員が注文を予定表に記入し、注文の配合及び積載量をコンピュータに打ち込む。Y7 工場のデータがバッチャープラントに流れる。

(当事者 Y1)

b Y2 Y10代表が行っていた出荷業務

(a) 当日の出荷量並びに週単位及び月単位での材料の計算をして、材料を注文する。

(b) バッチャープラントで、ボタン操作により生コンを製造する。その際、材料の状態をみて、補正をかける。

(c) モニターを見ながら、バッチャープラントでボタンを操作して、生コンをミキサー車に積み込む。その際、スランプ確認(生コンの硬さの確認)をする。

(証人 Y2)

(d) なお、Y7 工場の出荷係は、Y9 が派遣していた。

(証人 Y3)

c X2分会長が行っていた輸送業務

(a) 午前6時半頃、Y7 工場に出社する。

(b) ミキサー車を始動し、点検する。鍵は、予めミキサー車に付いている。

(c) Y7 事務所で、無線機を充電器から取って作動を確認し、メンバー表に自分の名前及び無線機の持ち出し時間を記入する。

(d) 午前7時から、朝礼に参加し、注意事項の説明を受ける。朝礼には、Y10の運転手のほか、Y9、Y12の運転手及び備車の運転手が参加する。

(e) Z4 Y10班長の指示により、プラント内の清掃を行う。

(f) Y2 Y10代表の後任であり、Y12 従業員である、Y7 工場

の出荷係 Z 5（以下「Z 5 出荷係」という。）から出荷伝票を渡され、輸送先の指示を受ける。スランプ確認を行い、必要があれば加水を行う。

(g) 生コンを取引先の現場に輸送し、現場での作業及び帰社時間を、Z 5 出荷係に無線で報告する。

(h) 帰社後、Z 5 出荷係から、待機するのか、生コンの積込みをするのか、残水（生コン汚水の処理）をするのか、昼休みをとるのかについての指示を受ける。

(i) 業務終了後、運転日報及びタコグラフを自分でコピーし、Y 7 事務所内の所定の場所に置く。

(甲21、証人 X 2 )

(イ) 平成20年5月以降、X 2 分会長は、ミキサ車の鍵を Y 9 従業員である出荷係 Z 2（以下「Z 2 出荷係」という。）から受け取るようになった。

(証人 X 2 )

(ウ) 平成20年5月以降、X 2 分会長は、業務終了後、運転日報及びタコグラフのコピーをZ 2 出荷係に渡すようになった。

(証人 X 2 )

(エ) X 2 分会長は、Z 4 Y10班長の指示により、Y11 又は Y13 が製造した生コンの輸送を行うことがあった。

(証人 X 2 )

(オ) X 2 分会長は、出荷業務がないときは、Z 4 Y10班長の指示により、バッチャープラントのハツリ又は生コン材料を保管するサイロの掃除等を行っていた。

(甲21)

(カ) Y10で働く従業員は、積込みの際に飛び散った生コンを掃除することがあった。

(当事者 Y 1 )

(キ) X 2 分会長は、仕事を休む場合、出荷係に報告をし、Y 7 の会社都合による休業の指示を、出荷係から受けていた。また、Y 2 Y10代表は、従業員が休む場合、Z 4 Y10班長から報告を受けた。

(証人 Y 2 、証人 X 2 )

(ク) 平成21年6月以降、Y 9 は、X 2 分会長及びX 4 組合員を日々雇用している。両組合員に対しては、Y3 Y 9 社長が、Y 9 の車庫から Y 7 工場へ行くよう指示し、Y 7 工場では、Z 2 出荷係が生コンの輸送先を指示している。

(当事者 Y 1 、証人 Y 3 )

(ケ) 平成20年12月19日付け大阪労働局是正指導書には、以下の内容の記載があった。

a Y10は、 Y 9 と業務委託契約を締結して生コンの輸送業務を受託していたが、貨物自動車輸送事業許可を受けずに事業を行っている。

b Y10は、労働者に対する運行の指示を自ら行っておらず、労働者に対する業務の遂行方法に関する指示を自ら行っていない。

(甲25)

ク Y10で働く従業員の労働条件の決定

(ア) Y10で働く従業員の賃金は、Y 2 Y10代表が決定していた。賃金の決定に際して、Y 4 Y 9 専務は、Y 2 Y10代表に対し、Y10の賃金をY14グループ内の他社に合わせるよう述べた。

(証人 Y 2 )

(イ) Y10で働く従業員の賃金は、Y10名義で振り込まれていた。

(証人 Y 2 )

(ウ) X 2 分会長は、Y10に入社して1か月後、日当が1,000円上がった旨、Y 2 Y 10代表から伝えられた。

(証人 X 2 )

ケ Y 7 とY10の取引以外の関係

(ア) Y 2 Y10代表は、Y 1 社長から、Y10が手配する備車の選択について、指示を受けていた。また、 Y11 の業務の進め方が優れているので、従業員に伝授するよう指示を受けていた。

(証人 Y 2 )

(イ) 平成20年7月8日、Y 2 Y10代表は、X 4 組合員の組合加入通知を受け取った後、Y 1 社長に対し、電話で、X 2 分会長に続きX 4 組合員が組合に加入したことは自分の管理責任であり、これ以上迷惑をかけられないので身を引く旨述べた。

(甲 8)

(ウ) Y 2 Y10代表は、平成20年7月9日から11日までの間に、Y 1 社長に対し、Y10で働く従業員の受け皿となる組織を作るよう求めた。これに対し、Y 1 社長は、 Y 7 の従業員としては引き受けられないが、受入先を探す手伝いはする旨述べた。

(証人 Y 2 、当事者 Y 1 )

(エ) 平成20年7月14日から18日の間に、Y 1 社長が、株式会社としてのY10を引き継ぐために、Y10の預金を預かる旨述べたのに対し、Y 2 Y10代表は、法人

設立に関しては、Y4 Y9 専務に金を借りたわけではないので、Y7 に預金を残して行く理由はない旨述べた。

(甲8)

コ Y7 と Y9 の取引以外の関係

Y7 設立に際して、Y3 Y9 社長は、Y4 Y9 専務に相談した。

(証人 Y3 )

サ Y9 とY10の取引以外の関係

(ア) Y10の経理は、Y9 の事務所において税理士がチェックしていた。

(証人 Y2 )

(イ) 平成19年8月28日、Y2 Y10代表は、X2 分会長が組合に加入した旨Y4 Y9 専務に報告し、対応を協議した。

(甲28)

(ウ) 平成20年7月12日、Y2 Y10代表は、Y4 Y9 専務及びY1 社長と面談した。Y4 Y9 専務は、「Y10で働く従業員は面倒をみることができないので、処遇はおまえ自身が考えろ」と述べた。

(甲8)

(エ) 平成20年7月19日、Y2 Y10代表が定例会を欠席し、同月22日、Y4 Y9 専務が、Y2 Y10代表に対し、定例会に出席しなかった理由を質し、また、Y2 Y10代表が身を引いた後のY10で働く従業員の処遇はすべてY10の問題であり、Y7 及びその他のY14グループ各社には何の関係もない旨述べた。

(甲8)

(オ) 平成20年7月26日、Y2 Y10代表は、Y4 Y9 専務及びY1 社長と面談した。同面談において、Y4 Y9 専務が、次に任せようと思う会社が決まっているので、Y10の営業を継続するか止めるかをはっきりするよう求めたのに対し、Y2 Y10代表は返事をしなかった。

(甲8)

(カ) 平成20年7月30日、Y4 Y9 専務は、Y2 Y10代表に電話をした。Y4 Y9 専務が、Y2 Y10代表に対し、Y10の事業活動を行わない理由を尋ねたのに対し、Y2 Y10代表は、Y10の事業をやめる気持ちが変わらないからである旨述べた。Y4 Y9 専務が、何日付けで事業をやめるのか尋ねたのに対し、Y2 Y10代表は、同月末付けで事業をやめる旨答え、Y10で働く従業員はそのまま新しい受け皿に残留させるよう求めた。これに対し、

Y 4 Y 9 専務は、Y10の従業員の面倒はみない旨述べた。

(甲 8)

シ Y14グループの関係

(ア) Y14グループの定例会は、毎週土曜日に、原則として Y 7 の事務所で開催され、Y 1 社長、Y 14 の役員及び従業員、Y 2 Y10代表、Y 13 の役員及び従業員、Y5 Y 8 社長及びY 4 Y 9 専務らが出席していた。定例会では、出席者が営業の現状を報告していた。

(証人 Y 2 、証人 Y 3 、当事者 Y 1 )

(イ) 平成19年4月頃、Y 1 社長は、定例会出席者に対し、Y 7 に対する資金援助を要請した。

(当事者 Y 1 )

(ウ) 毎年、Y14グループを構成する企業の役員及び従業員100人以上が集まって、新年会が行われる。

(甲28、当事者 Y 1 )

(エ) 毎年、淀川花火大会に際して、Y14グループ各社の役員、従業員や家族等が参加する納涼会が行われる。

(甲28、証人 Y 2 )

(オ) Y14グループ各社は、Y 4 Y 9 専務に対し、個別に経営上のアドバイスを求めることがあった。

(当事者 Y 1 )

(カ) Y 7 及び Y11 は、敷地及び工場を、Y14 から借りている。

(当事者 Y 1 )

ス 組合とのやり取り

(ア) Y 7

a 平成19年8月28日、組合は、Y 7 事務所において、Z 1 Y 7 営業担当に、19. 8. 28組合結成通知書及び19. 8. 28団交申入書を手交した。Z 1 Y 7 営業担当は、X 2 分会長は Y 7 の従業員ではない旨述べた。

(甲29、証人 X 3 )

b 組合は、Y 1 社長に対し、組合員らの雇用問題等を議題とする20. 8. 19団交申入れを行った。これに対し、平成20年8月20日、Y 1 社長は、Y 7 では雇用できないが、雇用先を紹介する努力はする旨述べた。

(甲 9、当事者 Y 1 )

c 平成20年8月23日、Y 7 は、組合に対し、X 2 分会長らはY10に雇用される従業員であって、Y 7 に雇用される従業員ではないので、団交に

は応じられない旨20. 8. 23回答書で回答した。

(甲11)

(イ) Y10

a 平成19年12月13日、組合とY10は、X2分会長の労災手続を早急に行うことなどを記載した確認書(以下「19. 12. 13確認書」という。)を取り交わした。

(甲5)

b 平成20年7月8日、組合が、Y10にX4組合員の加入通知及び団交申入れを行い、同年8月8日、組合とY10は団交を行った。

(甲7、甲8、甲29)

(ウ) Y9

平成20年9月ごろ、組合が、Y9を訪れ、X2分会長の賃金の立替払いを要求したのに対し、Y3 Y9社長は、Y5 Y8社長、Y4 Y9専務及び弁護士と相談しないと支払うことはできない旨述べた。

(証人 Y3)

(2) Y7がX2分会長及びX4組合員の労働組合法上の使用者に当たるかについて、以下判断する。

ア 労働組合法上の使用者について

前提事実及び前記(1)エ(ア)、ク(ア)、(イ)、(ウ)、ス(イ)a認定のとおり、①Y2 Y10代表が、民間の求人誌で、Y10の運転手の募集を行ったのに対し、X2分会長及びX4組合員が応募し、Y2 Y10代表が、両組合員を採用したこと、②Y10で働く従業員の賃金は、Y2 Y10代表が決定していたこと、③Y10で働く従業員の賃金は、Y10名義で振り込まれていたこと、④X2分会長は、入社して1か月後、日当が1,000円上がった旨Y2 Y10代表から伝えられたこと、⑤組合とY10が、X2分会長の労災手続を早急に行うことなどを記載した19. 12. 13確認書を取り交わしたことが認められ、X2分会長及びX4組合員の直接の雇用主はY10であったことは明らかであるが、組合は、Y7がY10の業務を実質的に支配しており、組合員らの雇用確保について、使用者と同視できる地位にある旨主張するので、この点について検討する。

一般に、労働組合法第7条にいう「使用者」については、労働契約上の雇用主以外の事業主であっても、労働者の労働条件について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、当該事業主は同条の使用者に当たるものと解するのが相当であり、その成否は、具体的な事実に基づいて総合的に判断されるべきであ

る。

したがって、Y7が、Y10で働く従業員の労働組合法上の使用者に当たるかどうかについて、以下、具体的な事実に基づいて判断する。

イ まず、Y14グループについてみる。

前提事実及び前記(1)シ(ア)から(カ)認定のとおり、① Y7、Y8、Y9及びY10がY14グループに属していること、②Y14グループの定例会が、毎週土曜日に、原則としてY7の事務所で開催され、Y1社長、Y2 Y10代表、Y5 Y8社長及びY4 Y9専務らが出席し、営業の現状を報告していたこと、③平成19年4月頃、Y1社長が、定例会出席者に対し、Y7に対する資金援助を要請したこと、④毎年、Y14グループを構成する企業の役員及び従業員100人以上が集まって、新年会が行われること、⑤毎年、淀川花火大会に際して、Y14グループ各社の役員、従業員や家族等が参加する納涼会が行われること、⑥Y14グループ各社は、Y4 Y9専務に対し、個別に経営上のアドバイスを求めることがあったこと、⑦ Y7及びY11は、敷地及び工場を、Y14から借りていること、が認められ、これらのことからすると、Y7、Y8、Y9及びY10は、いずれもY14グループに属しており、Y14グループ各社は、相互に一定の協力関係を有しているといえることができる。

ウ 次に、Y7、Y8及びY9の3社の関係についてみる。

(ア) Y7とY8との関係について

前記(1)イ(ウ)、(エ)、ウ(キ)認定のとおり、① Y7の株式は、Y6 Y7取締役がすべて保有していること、② Y8の株式は、Y5 Y8社長がすべて保有していること、③ Y7、Y8、Y9及びY10の4社に、これら4社のうちの2社以上の役員を兼任する者はいないこと、が認められ、株式及び役員関係をみる限り、Y7とY8との間に関係は認められない。

しかし、前記(1)ア、ウ(ウ)、(エ)、オ(ア)、カ(エ)、キ(ア) a (b)認定のとおり、① Y7とY8の本店所在地が同じであること、② Y8の事務所が、Y7の事務所内にあること、③ Y7は、製造した生コンをすべてY8に販売していること、④Y5 Y8社長は、Y8設立以前、Y7工場で見回り、留守番及び材料の点検等の業務を行っていたこと、⑤ Y7が日本工業規格の認証を取得するまで、Y5 Y8社長が、Y3 Y9社長に対し、

Y7 事務所において Y7 の事務を行うよう指示していたこと、⑥ Y8 の事務員がコンピュータに打ち込んだ注文の配合及び積載量のデータが、Y7 工場のバッチャープラントに流れること、が認められ、Y7 と Y8 は、業務運営において緊密な関係を有しているということができる。

さらに、前記(1)オ(イ) a、(エ) a、b 認定のとおり、① Y9 は、Y7 が製造する生コンは全量、Y8 を介して購入すること、② Y9 が Y7 以外の生コン製造会社が製造する生コンを購入する場合、Y8 を介して購入することはないこと、③ Y8 設立以前には、Y9 が Y7 の製造する生コンを Y7 から直接購入していたこと、が認められ、以上のことを考え合わせると、Y8 は、Y7 の生コン販売部門として運営されていたとみるのが相当である。

(イ) Y8 と Y9 との関係について

前記(1)ウ(エ)認定のとおり、Y3 Y9 社長が、Y7 が日本工業規格の認証を取得するまで、Y5 Y8 社長の指示により、Y7 事務所において、Y7 から給与を受け取ることなく、Y7 の事務を行っていたことが認められるから、Y8 は、Y9 の業務運営に一定の関与をなしうる立場にあったということができる。

(ウ) Y9 と Y7 との関係について

前記(1)イ(ウ)、ウ(イ)、コ認定のとおり、① Y7 の全株式を保有し、代表者を務めたことのある Y6 Y7 取締役が、Y7 及び Y9 の両社に出勤して営業業務に従事していたこと、② Y3 Y9 社長が、Y7 設立に際して Y4 Y9 専務に相談したこと、が認められるから、Y9 は、Y7 の経営及び設立について、一定の関与をなしうる立場にあったとみることができる。

(エ) また、前提事実及び前記(1)オ(イ) a、b 認定のとおり、①平成18年5月に

Y8 が設立される以前、Y9 は、Y7 の製造する生コンを Y7 から直接購入していたこと、② Y10 設立以前、Y7 が製造する生コンは Y9 が輸送していたこと、が認められ、Y7 が製造する生コンの製造、販売及び輸送に係る業務は、Y8 及び Y10 の設立以前は、Y7 及び Y9 の2社だけで行われていたことが認められる。

(オ) 以上のことを併せ考えると、Y7、Y8 及び Y9

の3社は、それぞれ互いに影響力を有しているともみることができる。

エ 次に、 Y 7 と Y10の関係を項目ごとにみる。

(ア) 本店所在地、資本の関係及び役員の関係について

前記(1)ア、イ(ア)、(ウ)、ウ(キ)認定のとおり、① Y 7 と Y10の本店所在地は異なること、② Y10が株式会社となったとき、Y10の資本金950万円は、Y 2 Y10代表がすべて出資したこと、③ Y 7 の株式は、Y 6 Y 7 取締役がすべて保有していること、④ Y 7 と Y10の役員に、両社の役員を兼任するものはないこと、が認められ、本店所在地、資本の関係及び役員の関係からみる限り、 Y 7 と Y10との関連性は希薄である。

(イ) 取引の関係について

まず、 Y 7 が製造した生コンを Y10が輸送するまでの取引関係をみると、前記(1)オ(ア)、(エ)、(オ) a 認定のとおり、① Y 7 は、製造した生コンをすべて Y 8 に販売する、② Y 8 が、生コンを Y 9 に販売する、③ Y 9 が、生コンの輸送を Y10に委託する、というものであり、この限りでは、 Y10は、 Y 7 の間接的な取引先である Y 9 の生コン輸送を受託しているにすぎない。

また、前記(1)オ(ア)、(エ) a、(オ) a、b 認定のとおり、① Y 7 は、製造した生コンをすべて Y 8 に販売していること、② Y 9 は、 Y 7 が製造する生コンを全量、 Y 8 を介して購入すること、③ Y 9 と Y10が生コン輸送業務について18. 11. 1委託契約を締結したこと、④18. 11. 1委託契約では、 Y10は、 Y 7 が製造した生コンだけを輸送をすることが予定されていたこと、⑤同契約に基づいて Y10が輸送していた生コンのうち90%以上が、 Y 7 が製造した生コンであったこと、が認められるから、 Y 7 が製造した生コンは、すべて、 Y 7 から Y 8 を通じて Y 9 に販売され、 Y10によって最終需要者の現場へ輸送されていたといえることができる。

しかしながら、前記(1)オ(ウ)認定のとおり、① Y10が輸送する生コンのうち90%以上は Y 7 が製造した生コンであったこと、② Y 7 が製造する生コンのうち90%以上は Y10が輸送していたこと、が認められるのであるから、 Y 7 も、まったく影響力をもっていなかったということとはできない。

(ウ) 事務所、書類の保管及び機材の扱いについて

前記(1)カ(ア)から(ウ)認定のとおり、①平成20年5月まで、 Y10は、運搬に使用するミキサー車を Y 7 工場内に駐車していたこと、②同月以降、 Y 10は、自ら駐車場を借り、この駐車場にミキサー車を駐車するようになったこ

と、③Y10の運転手が輸送に使用するミキサー車の鍵、運転日報及びタコグラフは、Y7 事務所に設置されたY10のキャビネットに保管され、キャビネットの鍵はY2 Y10代表及びZ4 Y10班長が保管していたこと、④Y10で働く従業員が使用していた無線機には、Y10が自ら調達したもの、Y7 が調達したものと及び Y9 が調達したものがあつたこと、⑤同年6月9日及び同年7月9日、Y10は Y9 に、無線機のリース代金を支払つたこと、が認められる。

これらのことからすると、Y10は、駐車場、ミキサー車の鍵、運転日報及びタコグラフを自ら管理していたとみられ、また、Y10で働く従業員が使用する無線機は、Y7 からのみ貸与を受けていたとはいえないから、事務所、書類の管理及び機材の扱いをみる限り、Y7 とY10との間には、密接な関連性があるとはいえず、Y7 がY10に対して影響力を有していたとみることはできない。

#### (エ) 人事の関係について

前記(1)エ(イ)認定のとおり、①平成19年4月13日、Y2 Y10代表がX2分会長の採用面接を、Y7 工場の事務所でつたこと、②この採用面接において、Y2 Y10代表は、Y10及び Y7 の2枚の名刺を出し、「Y7 とY10をみさせてもらつているY2です」、「頑張つてれば、Y7 の従業員にもなれるから」と述べたこと、が認められる。

Y10は、Y7 工場で業務を行っているのであるから、Y7 との支配関係がなくとも、その採用面接をY7 工場で行うことは十分に考えられるが、一方で、Y2 Y10代表が Y7 の名刺を持つていたこと及び同人が採用面接で「Y7 とY10をみさせてもらつているY2です」、「頑張つてれば、Y7 の従業員にもなれるから」と述べたことから、Y10と Y7 は、従業員の採用や人事において、一定の関係を有することが推認される。

#### (オ) Y10で働く従業員の労働条件の決定について

前記(1)ク(ア)から(ウ)認定のとおり、①Y10で働く従業員の賃金は、Y2 Y10代表が決定していたこと、②賃金の決定に際して、Y4 Y9 専務は、Y2 Y10代表に対し、Y10の賃金をY14グループ内の他社に合わせるよう述べたこと、③Y10で働く従業員の賃金は、Y10名義で振り込まれてつたこと、④X2分会長は、入社して1か月後、日当が1,000円上がった旨、Y2 Y10代表から伝えられたこと、が認められるから、Y9 が一定の影響力を有していたとはみられるものの、Y10で働く従業員の労働条件については、直接的にはY2 Y10代表が決定していたとみることができる。

(カ) Y7 とY10のその他の関係について

前記(1)ケ(ア)認定のとおり、①Y2 Y10代表が、Y1社長から、Y10が手配する備車の選択について指示を受けていたこと、②Y2 Y10代表が、Y1社長から、Y11の業務の進め方が優れているので、従業員に伝授するよう指示を受けていたこと、が認められ、Y7が、Y2 Y10代表に対し、業務の進め方について一定の指示を行っていたということが出来る。

また、前提事実及び前記(1)ケ(イ)から(エ)認定のとおり、①平成20年7月8日、Y2 Y10代表は、Y1社長に対し、電話で、X2分会長に続きX4組合員が組合に加入したことは自分の管理責任であり身を引く旨述べたこと、②同月9日から11日までの間に、Y2 Y10代表が、Y10で働く従業員の受け皿となる組織を作るよう求めたのに対し、Y1社長は、Y7の従業員としては引き受けられないが、受入先を探す手伝いはする旨述べたこと、③同月14日から18日の間に、Y1社長が、株式会社としてのY10を引き継ぐために、Y10の預金を預かる旨述べたこと、④同月31日、Y10が事業活動を停止したこと、が認められ、これらのことからすると、Y7は、Y10の事業活動停止について、一定の関与をし得る立場にあったということが出来る。

(キ) 以上のことからすると、Y7が、Y10に対し、取引の関係において全く影響力をもっていなかったとはいえ、人事の関係において一定の関係を有することが推認され、また、事業活動の停止において一定の関与をしようとした立場にあったとみられるものの、Y10で働く従業員の賃金決定等労働条件については、Y9が一定の影響力を有し、直接的にはY2 Y10代表がこれを決定していたとみられる。

オ 次に、Y10の設立経緯、経営実態及び事業活動停止の経緯をみる。

(ア) まず、Y10の設立経緯については、前記(1)ウ(カ) d 認定のとおり、Y10の設立前、Y4 Y9 専務が、Y7の事務所において、Y2 Y10代表に対し、Y10を設立したらどうかなどと述べたことが認められ、Y10は、Y9の意向により設立されたものと推認される。

(イ) 次に、Y10の営業実態をみると、前記(1)オ(オ) a、c 認定のとおり、①Y9とY10が、Y7が製造した生コンだけを輸送することを予定した18.11.1委託契約を締結したこと、②Y10が、Y9とミキサー車のリース契約を締結し、Y9に、ミキサー車のリース代を支払っていたこと、が認められ、Y10とY9が生コンの18.11.1委託契約を締結し、Y10がY9からミキサー車のリースを受けているのであるから、Y10は、営業上、Y9から一定の独立性を有していたということが出来る。

しかし、他方で、前記(1)ウ(カ) i、オ(オ) b、ク(ア)、サ(ア)、(イ)認定のとおり、①Y 2 Y10代表は、Y10の売上げから自らの給与は受け取っていないこと、②18. 11. 1委託契約に基づいて、Y10が実際に輸送していた生コンのうち90%以上が、Y 7 が製造した生コンであったこと、③Y10で働く従業員の賃金の決定に際して、Y 4 Y 9 専務が、Y 2 Y10代表に対して、Y10の賃金をグループ内の他社に合わせるよう述べたこと、④Y10の経理は、Y 9 の事務所において税理士がチェックしていたこと、⑤平成19年8月28日、Y 2 Y10代表が、X 2分会長が組合に加入した旨Y 4 Y 9 専務に報告し、対応を協議したこと、が認められ、これらのことからすると、Y 10は、Y 9 から一定の影響を受けていたものとみられる。

(ウ) また、Y10の事業活動停止の経緯をみると、前記(1)サ(ウ)、(オ)、(カ)認定のとおり、①平成20年7月12日、Y 2 Y10代表及びY 1 社長との面談において、Y 4 Y 9 専務が、Y 2 Y10代表に対し、「Y10で働く従業員は面倒をみることができないので、処遇はおまえ自身が考えろ」と述べたこと、②同月26日の面談において、Y 4 Y 9 専務が、Y 2 Y10代表に対し、次に任せようと思う会社が決まっているので、Y10の営業を継続するか止めるかをはっきりするよう求めたこと、③同月30日の電話で、Y 4 Y 9 専務が、Y 2 Y10代表に対し、Y10の事業活動を行わない理由を尋ねたのに対し、Y 2 Y10代表は、Y10の事業をやめる気持ちが変わらないからである旨述べ、Y 4 Y 9 専務が、事業を何日付けでやめるのか尋ねたのに対し、Y 2 Y10代表は、事業を同月末付けでやめる旨答え、Y 2 Y10代表が、従業員はそのまま新しい受け皿に残留させるよう求めたのに対し、Y 4 Y 9 専務が、Y10の従業員の面倒はみない旨述べたこと、が認められる。

(エ) なお、前記(1)キ(ク)認定のとおり、①平成21年6月以降、Y 9 が、X 2分会長及びX 4組合員を日々雇用していること、②両組合員に対しては、Y3 Y 9 社長が、Y 9 の車庫からY 7 工場へ行くよう指示し、Y 7 工場では、Y 9 従業員であるZ 2出荷係が生コンの輸送先を指示していることが認められ、Y10の事業活動停止から約1年後に、Y 9 がX 2分会長らを雇用し、Y3 Y 9 社長及びY 9 の従業員がX 2分会長らに業務上の指示をしている実態が認められる。

(オ) これらのことからすると、Y10は、生コン輸送の委託契約の相手方であるY 9 から一定の影響を受けていたということが出来るものの、グループ内での契約関係の域を出たものとはいえず、また、Y10の事業活動停止は、Y 2 Y10代表が自ら判断し、決定したといえる。

カ 次に、Y 2 Y10代表と Y 7 の関係についてみる。

(ア) 前記(1)ウ(カ) b、エ(イ)、キ(ア) b (a)から(c)認定のとおり、①Y 2 Y10代表は、平成18年5月から同19年夏頃まで、Y 7 工場において、材料の注文、バッチャープラントでのボタン操作による生コン製造、生コンのミキサー車への積込み及びスランプ確認という、一連の出荷業務を行っていたこと、②Y 2 Y10代表が、X 2 分会長の採用面接において、Y10及び Y 7 の2枚の名刺を出し、「 Y 7 とY10をみさせてもらっているY 2です」、「頑張れば、 Y 7 の従業員にもなれるから」と述べたこと、が認められ、これらのことから、Y 2 Y10代表と Y 7 の間に一定の関係があったことが窺われる。

(イ) しかし、前記(1)ウ(カ) b、c、f、キ(ア) c (f)認定のとおり、①Y 2 Y10代表が、平成18年5月から同19年夏頃まで、Y 7 工場に出荷係として勤務したこと、②Y 2 Y10代表が Y 7 工場に出荷係として勤務するに当たり、Y3 Y 9 社長は、Y12 社長に対し、Y 2 Y10代表を Y 7 工場の出荷係として派遣するよう依頼したこと、③Y 2 Y10代表の給与は、Y 9 入社以降、Y 9 から振り込まれていたが、同17年10月以降、Y12 から振り込まれるようになったこと、④Y 2 Y10代表が Y 7 工場の出荷係として勤務していた期間中、Y 9 は、Y12 に対し、ミキサー車1台分の備車代金相当額を支払っていたこと、⑤Y 2 Y10代表が、Y 4 Y 9 専務の指示により、平成19年夏以降、Y 7 の営業業務に従事するようになったこと、⑥Y 2 Y10代表の後任である Y 7 工場の出荷係には Y12 の従業員が就いたことが認められ、これらのことから、Y 7 の工場に出荷係として勤務していた当時のY 2 Y10代表は、Y 12 の従業員であったことが窺われる。

そうすると、Y 7 の工場に出荷係として勤務していた当時のY 2 Y10代表が、Y 7 の従業員であったと断定することはできない。

(ウ) しかも、前記(1)ケ(エ)認定のとおり、平成20年7月14日から18日の間に、Y 1 社長が、株式会社としてのY10を引き継ぐために、Y10の預金を預かる旨述べたのに対し、Y 2 Y10代表がこれを拒否していることが認められ、また、Y 2 Y10代表が、業務上、Y 7 の業務体制に組み込まれていたと認めるに足る疎明がないことを併せ考えると、Y 2 Y10代表は、経営上も、業務上も、Y 7 からは一定程度独立して事業を行っていたといわざるを得ない。

キ 最後に、Y 7 工場における輸送業務上の指揮命令系統等の業務実態についてみる。

(ア) 前記(1)キ(ア) a (a)、b (a)から(d)認定のとおり、① Y7 の試験担当従業員がバッチャープラントに生コン製造プログラムを入力すること、② Y7 工場において、出荷係としてのY2 Y10代表が行っていた業務は、出荷量及び材料の計算をして材料を注文し、バッチャープラントのボタン操作により生コンを製造し、材料の状態をみて補正をかけ、モニターを見ながらバッチャープラントをボタン操作して、生コンをミキサー車に積み込み、スランプ確認をすることであったこと、③ Y7 工場の出荷係は Y9 が派遣していたことが認められ、また、前記(1)エ(ウ)認定のとおり、Y7 工場勤務する場内点検・整備業務担当者、試験業務・営業担当者及びZ1 Y7 営業担当の3名が Y7 の従業員であることが認められる。

また、Y7 の従業員には、このほかに生コンの製造を担当する従業員はいないとみられるから、Y7 が製造する生コンの製造及び出荷に係る業務のうち、Y7 が行っている業務は、バッチャープラントへの生コン製造プログラムの入力だけであるとみることができる。

(イ) 次に、Y7 工場におけるX2分会長の輸送業務の流れは、前記(1)キ(ア) c (a)から(i)認定のとおり、①午前6時半頃、Y7 工場に出社する、②予め鍵のついているミキサー車を始動し点検する、③ Y7 事務所で、無線機を充電器から取って作動を確認し、メンバー表に自分の名前及び無線の持ち出し時間を記入する、④午前7時から、Y10の運転手のほか、Y9、Y12 の運転手及び備車の運転手が参加する朝礼に参加し、注意事項の説明を受ける、⑤Z4 Y10班長の指示により、プラント内の清掃を行う、⑥ Y12 従業員であるZ5 出荷係から出荷伝票を渡され、輸送先の指示を受ける、⑦スランプ確認(硬さの確認)を行い、必要があれば加水を行う、⑧生コンを現場に輸送し、現場での作業及び帰社時間をZ5 出荷係に無線で報告する、⑨帰社後、Z5 出荷係から、待機するのか、生コンの積込みをするのか、残水(生コン汚水の処理)をするのか、あるいは昼休みをとるのかについての指示を受ける、⑩業務終了後、運転日報及びタコグラフを自分でコピーし、Y7 事務所内の所定の場所に置く、というものであることが認められる。

また、前記(1)キ(ア) b (d)、(イ)から(オ)、(キ)認定のとおり、①平成20年5月以降、X2分会長は、ミキサー車の鍵を Y9 従業員であるZ2 出荷係から受け取るようになったこと、②同月以降、X2分会長は、業務終了後、運転日報及びタコグラフのコピーをZ2 出荷係に渡すようになったこと、③X2分会長は、Z4 Y10班長の指示により、Y11 又は Y13 が製造した生コンの輸送を行うことがあったこと、④X2分会長は、出荷業務がないと

きは、Z 4 Y10班長の指示により、バッチャープラントのハツリ又は生コン材料を保管するサイロの掃除等を行っていたこと、⑤X 2分会長は、仕事を休む場合、出荷係に報告をし、Y 7 の会社都合による休業の指示を、出荷係から受けていたこと、⑥従業員が休む場合、Y 2 Y10代表は、Z 4 Y10班長から報告を受けたこと、⑦ Y 7 工場の出荷係は Y 9 が派遣していたこと、が認められる。

(ウ) これらのことからすると、Y 7 の工場では、複数の会社の従業員が生コンの製造から輸送に至るまでの過程に混在しているものの、Y 7 が行っている業務は、バッチャープラントへの生コン製造プログラムの入力だけであるとみられる上、Y10で働く従業員について、Y 7 工場で行う輸送業務及び従業員の休暇に係る指示は、Y 9 が派遣した従業員が行っていたと認められ、Y 7 以外の生コンの輸送応援の指示並びに工場の清掃、メンテナンス指示及び休暇の処理は、Y10の従業員が行っていたということができ、Y 7 がY10の従業員を指揮命令していたとまではいえない。

ク なお、組合は、Y 7 が実態的に団交に応じて組合の要求に回答していると主張し、この点を、Y10で働く従業員に対するY 7 の使用者性を示す根拠のひとつとしてあげる。確かに、前記(1)ス(ア) b 認定のとおり、組合が、Y 1 社長に対し、組合員らの雇用問題等を議題とする20. 8. 19団交申入れを行ったのに対し、Y 1 社長が、Y 7 では雇用できないが、雇用先を紹介する努力はする旨述べたことが認められるが、前記(1)ス(ア) a から c 認定のとおり、Y 7 は、19. 8. 28団交申入れに対して、X 2分会長がY 7 の従業員ではない旨述べ、20. 8. 19団交申入れに対しても、X 2分会長らはY10で雇用される従業員であって、Y 7 に雇用される従業員ではないので、団交に応じられない旨述べているのであるから、20. 8. 19団交申入れに係る組合とY 1 社長のやり取りは、団交であったとまではいえず、このやり取りは、Y10で働く従業員に対するY 7 の使用者性を示す根拠とはなりえない。

ケ 以上のことからすると、Y 7 、 Y 8 、 Y 9 及びY10の4社は、グループ企業として相互に一定の協力関係を有しているということができ、これら4社のうち、Y 7 、 Y 8 及び Y 9 の3社は、Y 7 工場において、Y 7 の製造する生コンの製造から輸送までの業務につき、一体となって業務を行っていたとみられ、また、事業活動においては、Y 7 がY10と一定の関係を有し、Y 9 がY10に対して一定の影響力を有していたことができる。

しかし、Y10で働く従業員について、輸送業務及び従業員の休暇に係る指示は、

Y 9 が派遣した従業員が行っていたと認められるものの、 Y 7 工場で行う業務のうち、 Y11 及び Y13 が製造した生コンの輸送に関する指示、工場の清掃及びメンテナンスに関する指示並びに休暇の処理はY10の従業員が行っていた上、Y10で働く従業員の労働条件を直接的に決定していたのはY 2 Y10代表であり、しかも、Y 2 Y10代表は、経営上も、業務上も、 Y 7 からは一定程度独立して事業を行い、Y10の事業活動停止を自ら判断し、決定したことが認められるのであるから、Y10の事業活動停止に当たって、 Y 7 の製造した生コンの輸送業務を実際に行っていた組合員らの雇用確保について、 Y 7 は、使用者と同視できる地位にあるということとはできず、その余の点を判断するまでもなく、組合の申立ては却下する。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働委員会規則第33条により、主文のとおり決定する。

平成22年 2月26日

大阪府労働委員会

会長 高 階 叙 男 印